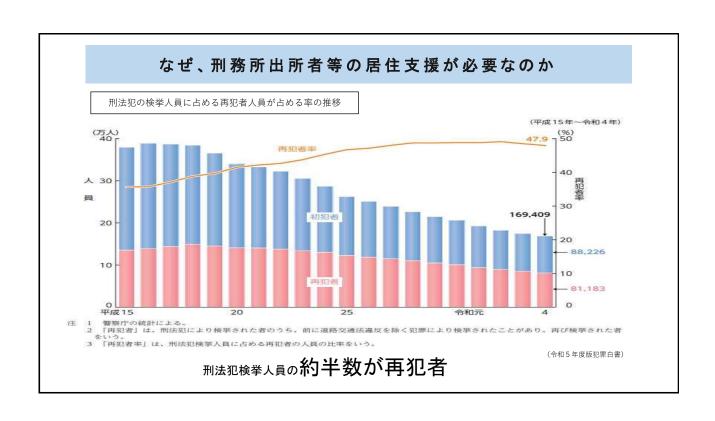
(法務省保護局説明資料)

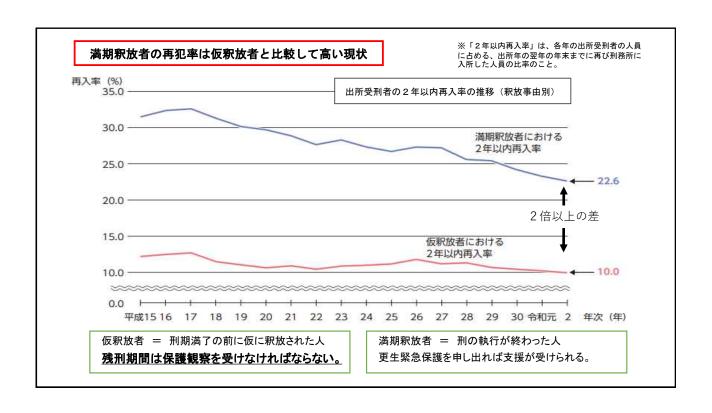
全居協・緊急シンポジウム資料

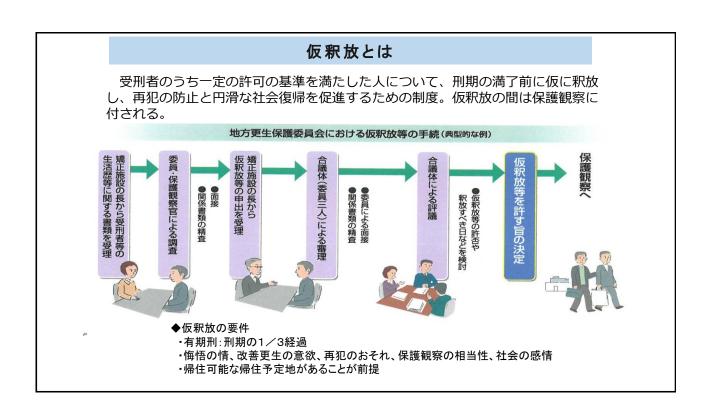
社会保障としての住まいの支援はどうあるべきか ~刑務所出所者等への居住支援の取り組みについて~

法務省 保護局 更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室長 林 寛之



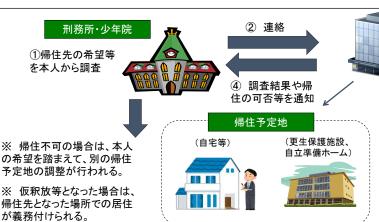






生活環境の調整

刑の執行のため刑事施設に収容されている者、保護処分執行のため少年院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先、その他の生活環境の調整を行うものとする。 (更生保護法第82条・抜粋)



帰住予定地を管轄する 保護観察所

③ 担当の保護観察官又は保護司が、帰住予 定地の引受人等を訪問。

帰住の可否、引受人等の意思、家族の状況、 生計の見込み等を調査、調整する。 帰住可の場合、その後も定期的に訪問し、状況 の変化等を調査、調整する。

※ 本人が更生保護施設等を希望した場合(引き受けてくれる親族がいない等)は、担当の保護観察官が、本人が帰住を希望する都道府県の更生保護施設等に照会、調整を行う。

※高齢や障害者等について「地域生活定着支援センター(厚労省が設置)」と連携し、「特別調整」として実施することがある。

保護観察の方法

保護観察対象者の改善更生を図ることを目的とし、指導監督及び補導援護を行うことにより、実施する。

(更生保護法第49条)

指導監督

- ・面接その他の適当な方法により保護観察対象者との接触を保ち、生活状況を把握する。
- ・「遵守事項(約束事)」を守って、生活・行動するよう必要な指示や措置をとる。
- ・特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施する。
 - ※ 保護観察対象者には、保護観察期間中、遵守事項を守る義務が課される。

補導援護

- ・適切な住居等が得られるよう援助する。
- ・医療や療養、就職、教養訓練を得られるように援助する。
- ・生活環境の改善や調整を行う。
- ・社会生活に適応させるための生活指導(SST等)を行う。



更生緊急保護について

概要

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公 共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必 要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

対象

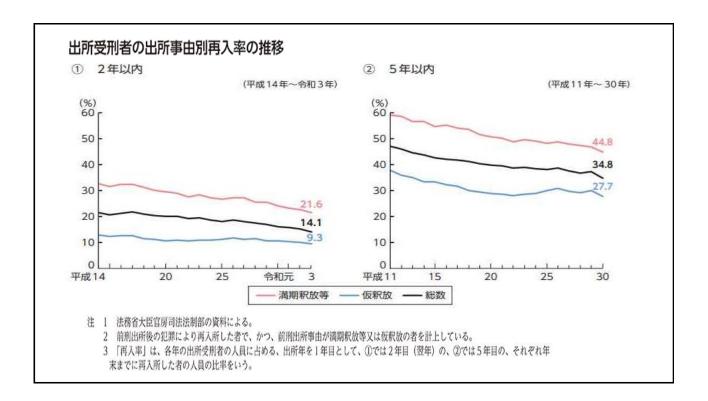
- 〇 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- 〇 保護観察に付されない執行猶予者
- 〇 起訴猶予者
- 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者 など

※本人からの申出が必要

措置内容

- 宿泊場所の供与(更生保護施設や自立準備ホームへの宿泊保護委託)
- 金品の給貸与(食事・衣料の給与等)
- 〇 宿泊場所への帰住援助(旅費給与)
- 社会生活に適応させるために必要な生活指導(継続的な面接等)など

※ 改善更生のために必要かつ相当な限度



居住支援の取組

更生保護施設

・明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で102施設(男性施設87・女性施設7・男女施設8)が運営されている。

(令和5年4月1日現在: 収容定員総計2,399人)

- ・行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えたり、福祉サービス等の利用が調整できるまでの数か月間(1人当たりの平均在所期間は80.0日/令和4年度)収容保護し、専門の職員が24時間365日体制で自立に向けた生活指導等を実施する。
- ・法務省の認可施設(民間施設)で、委託費を支給する。



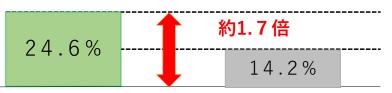
自立準備ホーム

- ・平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始。
- ・あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する施設の空室等を宿泊場所として 活用するもの。 ⇒ **宿泊場所のことを「自立準備ホーム」**と呼ぶ。
- ・保護観察所からの委託により、宿泊場所と毎日の生活支援を一体的に提供(食事の提供も可能)する。
- ・全国で506事業者が登録(R5.4.1現在)。
- ・保護の期間は更生保護施設に準じる。
- (1人当たりの平均在所期間は68.2日/令和4年度)

ただし・・・いずれも「一時的」な居住支援

帰るべき場所がない刑務所出所者の 2 年以内再入率は、 更生保護施設等の適切な住まいを確保して仮釈放となった者の約1.7 倍

住居の有無別の刑務所出所者の2年以内再入率

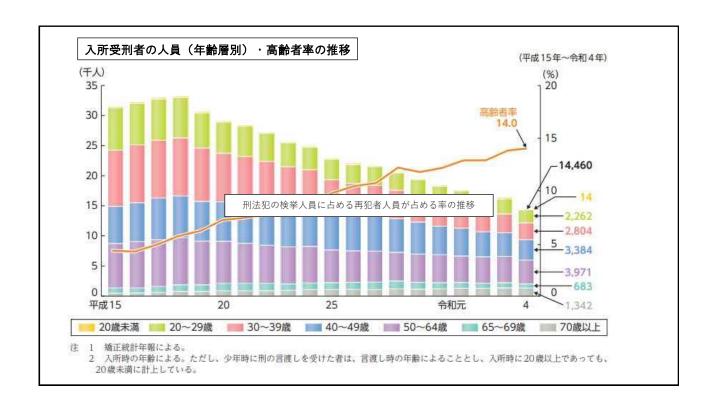


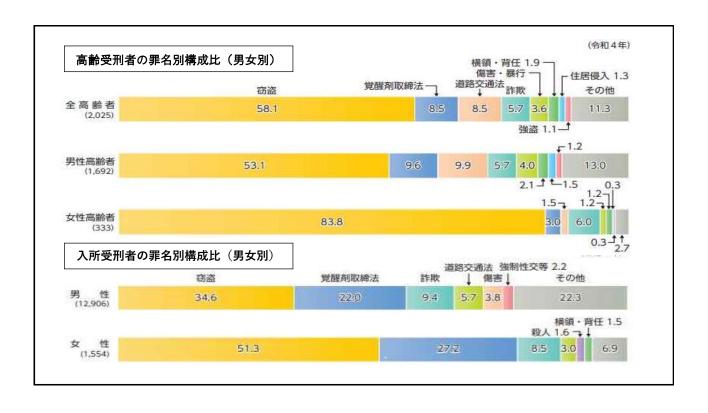
(R3年出所者)

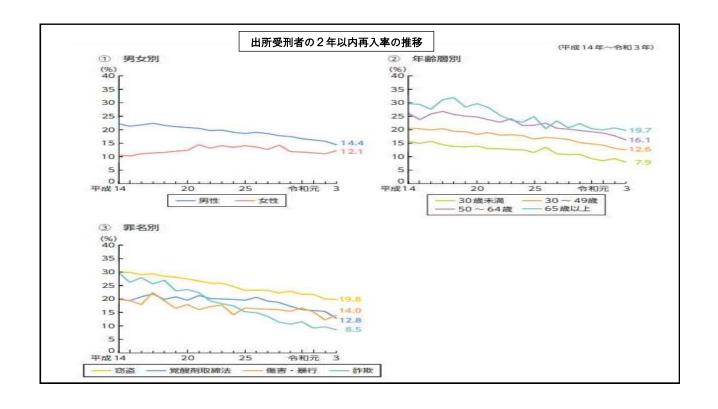
帰るべき場所がない刑務所出所者

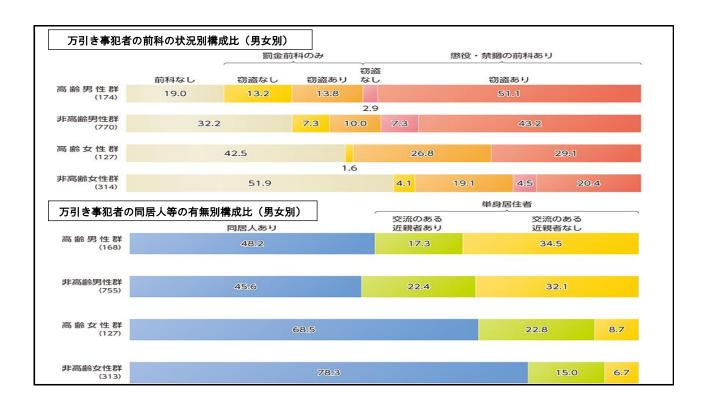
更生保護施設等への仮釈放者

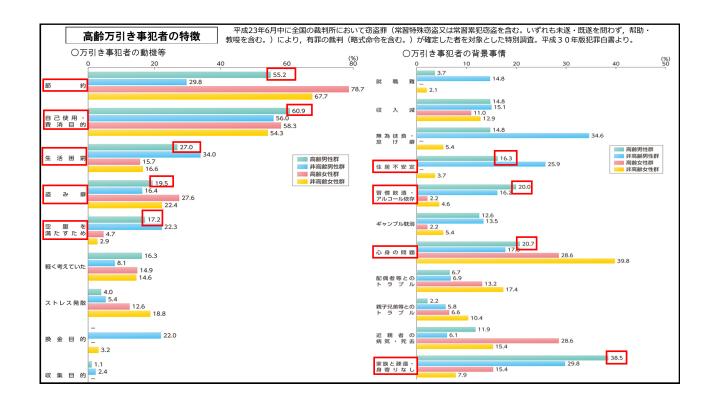
- ・更生保護施設等は、一時的な住居であり、入所した出所者等は、自立のために必要な資金を確保 して、自立退所することが求められる。
- ・更生保護施設等に入所した出所者等は、頼ることができる親族等がいないことから、自立先(施設退所後の住居)を確保するに当たって様々な困難が生じやすい。
- ・居所(住まい)不安定な生活を過ごす中で、再犯のリスクが高まる。











居住支援法人との連携

※数値はいずれも保護局調査による

◆ 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- ・住まい支援の関係省庁(国土交通省、厚生労働省、法務省)及び関係団体で構成
- ・生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する 方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・ 住宅分野等のより一層の緊密な連携を図る。

◆ **居住支援協議会への参加**(令和4年度:102件)

・保護観察所等が居住支援協議会に参加し、更生保護制度を説明等

◆ 居住支援法人と連携した事例(令和4年度:148件)

- ・更生保護施設入所者に対して、居住支援法人が施設退所後の住居確保(契約手続支援含む)と見守り支援を実施
- ・受刑者について、保護観察所が生活保護窓口と事前調整を行い、居住支援法人が出所後の住宅確保、医療機関受診、生活 支援等を実施
- ・保護観察所、更生保護施設、社会福祉協議会、居住支援法人、対象者でケース会議を実施
- ・居住支援法人に対して、保護観察所が対象者の問題行動への対応方法等を助言
- ・保護観察所が更生保護施設職員に対する研修に居住支援法人職員を講師として招聘

居住支援の取組

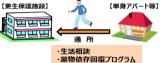
◆ 更生保護施設によるフォローアップ事業 (平成29年度から)

更生保護施設を退所した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、

(見守りのない者) (薬物依存のある者)

当該<u>更生保護施設への通所</u>が可能なものが対象

- 施設職員の面接等による生活相談への対応
- 薬物依存が認められる者に当該施設職員等が薬物依存回復プログラムやグループミーティングを実施



- ◆ 更生保護施設による訪問支援事業 (令和3年度から)
- 更生保護施設に配置された訪問支援職員が、更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に 訪問するなど、継続的な支援を実施

定期的な訪問による 相談支援等 更生保護施設職員 (訪問支援職員)

更生保護施設退所者等

更生保護施設



・生活相談
・福祉関係団体等とのケア会議
・関係機関等への同行支援
・・・など







居住支援の取組

"息の長い"支援に向けて ~更生保護地域連携拠点事業~

令和5年度予算額 24百万円

満期釈放者など、犯罪や非行の背景にある"生きづらさ"を抱えながらも、 寄り添ってくれる人がおらず、居場所もない人たち。

そのような人たちが、再び、犯罪や非行をしないよう、何かできないでしょうか?

第二次再犯防止推進計画(令和5年3月17日閣議決定)

< 7つの重点課題とその具体的施策>

⑥地域による包摂の推進

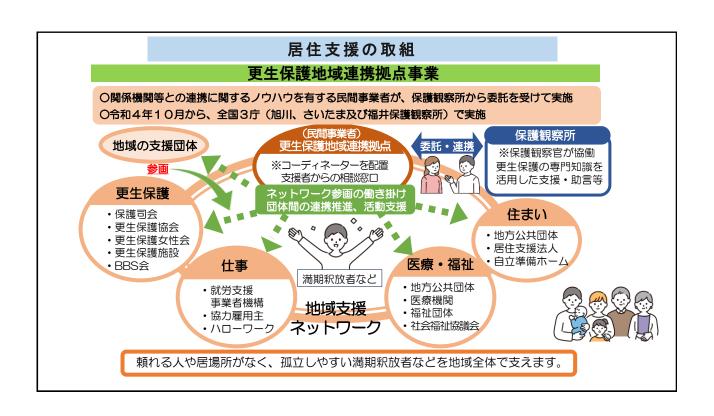
○更生保護地域連携拠点事業の充実

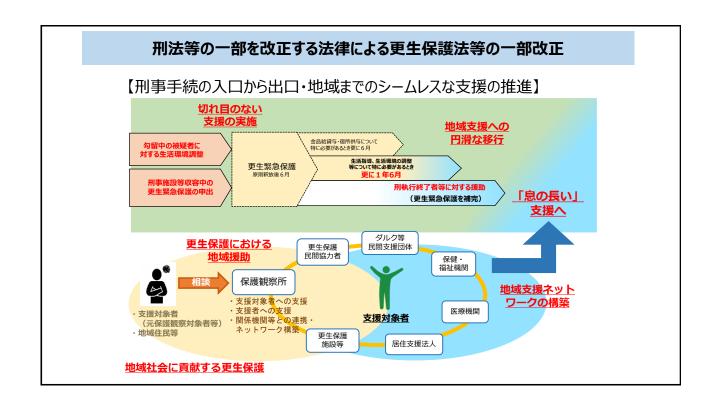
「<u>更生保護地域連携拠点事業</u>」は、孤立しやすい満期釈放者などが "地域とつながり続ける"ことができるよう、地域において、

①支援のネットワークづくり ②支援者の後方支援 を行います。

気軽に相談できる場所や居場所作り

支援活動の悩み・困りごとの解消





検討会の議論を踏まえた今後の取組の方向性

- 矯正施設収容中から釈放後の住居調整を進める上での課題の洗い出しとその解決に向けた対応
- 刑法等の改正で保護観察期間等の満了後も本人及び支援機関への 伴走が可能となったが、保護観察所等が具体的にどのような形で どのような役割を果たしていくことが効果的か
- 更生保護官署及び更生保護関係団体における居住支援の充実⇒更生保護施設等が居住支援法人となることも含めた踏み込んだ 取組も検討



更生保護のマスコットキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

御清聴ありがとうございました。